

「（仮称）市民ライターによる魅力発信事業」実施要領

（目的）

第1条 この要領は、長田の良いところを多くの人に知ってもらいたいという想いがある市民ライターが長田の人への取材を通して記事を作成し、SNS（Instagram）で魅力を発信することにより、長田に暮らしている方や関わりのある方、関心のある方の長田への愛着や帰属意識を高めることを目的とする市民ライターによる魅力発信事業の実施について必要な事項を定める。

（市民ライターの要件）

第2条 市民ライターは、次の各号すべてに該当する者の中から長田区が決定する。ただし、長田区が認めた場合、この限りではない。

- (1) 神戸市内に在住しているか、長田区内へ通勤・通学していること。
- (2) 市民ライターとして発信に利用するInstagramアカウントを保有していること。なお、当該アカウントの投稿内容は公開すること。
- (3) 必要なスキルを身に付けるレクチャーに参加できること。
- (4) 長田の良いところを多くの人に知ってもらいたいという想いがあること。

（活動期間）

第3条 市民ライターの活動期間は、レクチャー初日から活動後の最初の3月31日までとする。

（活動内容）

第4条 市民ライターは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 長田区内の魅力的な取り組みやスポット、イベント等について取材し、投稿を見た人の長田への愛着や帰属意識が高まるような情報を発信すること。
- (2) 市民ライターとして行わないSNSアカウントへの投稿においても、積極的に長田区の魅力発信に努めること。

（投稿）

第5条 市民ライターは、前条第1号の活動（以下「市民ライターの投稿」という。）をする際は、次の各号に留意する。

- (1) 市民ライターの投稿の内容を公開しなければならない。
- (2) 市民ライターの投稿の内容に他人の文章を流用してはならない。
- (3) 長田区が市民ライターの写真を含む投稿の内容を広報目的で使用することができる。
- (4) 撮影許諾のない第三者が個人を特定される状態で写っていないこと。

(活動における禁止事項)

第6条 市民ライターは活動を通じて、以下の各号に定める行為（各号に定める投稿と受け取られる投稿も含む）を行ってはならない。

市民ライターとして行わないSNSアカウントへの投稿についてはこの限りではない。

- (1) 法令、または公序良俗に反する投稿、活動
- (2) 宗教性、政治性が高いなど思想信条に基づく投稿
- (3) 暴力的、性的に過激な表現や差別的表現を伴う投稿
- (4) 噂話など事実と確認の取れない内容または虚偽の内容を投稿
- (5) 特定の企業の商品等の宣伝やECサイト等へ誘導、アフィリエイトリンクの設定など
営利を目的とした投稿
- (6) 知的財産権、肖像権など第三者の権利を侵害する投稿
- (7) 市および第三者に対する誹謗中傷、事業の妨害を行う投稿
- (8) 自身及び第三者の個人を特定させる情報を流布させる投稿
- (9) 悪意あるプログラムを流布させること
- (10) 第三者になりますこと
- (11) 市民ライターの地位を利用し、施設の入場料の減免等の優待を求めるこ

(活動の中止)

第7条 長田区は、市民ライターが次の各号のいずれかに該当する場合は、市民ライターの活動を中止させることができる。

- (1) 応募内容に虚偽があった場合
- (2) 市民ライターによる魅力発信事業の趣旨に反する行為があった場合
- (3) 第2条に規定する要件に該当しなくなった場合
- (4) 第4条に規定する活動が行われていない場合
- (5) 第6条に該当した場合

(報酬等)

第8条 市民ライターの活動は、無報酬とする。ただし、取材経費は一定額支給する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、本事業実施に係る必要な事項は、必要に応じて長田区が別に定める。

第10条 長田区は市民ライターの活動において発生した一切の事故や怪我・病気などの責任を負わず、参加者の自己責任とする。

附則

この要領は、令和5年6月16日から施行する。